

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和3年8月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第373号	株式会社アプライ 湯浅 美栄	富田林市錦織南一丁目35番45号	令和3年8月16日	令和8年8月15日
大阪狭山 第374号	株式会社M I Z U S A P O 中村 信幸	広島県広島市中区鶴見町8番57号	令和3年8月16日	令和8年8月15日